

議案第53号

鳥取県手数料徴収条例の一部改正について

次のとおり鳥取県手数料徴収条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成28年2月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

(手数料の徴収)

第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。

(1)～(199) 略

(200) 職業能力開発促進法第46条第2項の規定に基づく技能検定試験の実施 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア・イ 略

(201) 職業能力開発促進法第49条の規定に基づく合格証書の再交付 1件につき2,000円

(201の2)～(315) 略

(315の2) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「長期優良住宅法」という。）第6条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額（同条第2項の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申出があった場合は、そ

(手数料の徴収)

第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。

(1)～(199) 略

(200) 職業能力開発促進法施行令（昭和44年政令第258号）第3条第1号の規定に基づく技能検定試験の実施 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア・イ 略

(201) 職業能力開発促進法施行令第3条第2号の規定に基づく合格証書の再交付 1件につき2,000円

(201の2)～(315) 略

(315の2) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「長期優良住宅法」という。）第6条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額（同条第2項の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申出

の額に鳥取県建築基準法施行条例（昭和47年鳥取県条例第43号）別表第3の1の項に定める金額を加算した額）

ア 住宅の新築に係る長期優良住宅建築等計画

略

イ 住宅の増築又は改築に係る長期優良住宅建築等計画

区分	金額	
	基準適合証の添付がある場合	基準適合証の添付がない場合
1 一戸建ての住宅に係る長期優良住宅建築等計画	1 件につき 17,000円	1 件につき 72,000円
2 一戸建ての住宅以外の住宅に係る長期優良住宅建築等計画		
（1）床面積の合計が500平方メートル以下の住宅に係るもの	1 件につき 34,000円	1 件につき 147,000円
（2）床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以下の住宅に係るもの	1 件につき 55,000円	1 件につき 235,000円
（3）床面積の合計が1,000平方メートルを超え、3,000平方	1 件につき 94,000円	1 件につき 464,000円

があった場合は、その額に鳥取県建築基準法施行条例（昭和47年鳥取県条例第43号）別表第3の1の項に定める金額を加算した額）

略

メートル以下の住宅に係るもの		
(4) 床面積の合計が3,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下の住宅に係るもの	1 件につき 182,000円	1 件につき 832,000円
(5) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下の住宅に係るもの	1 件につき 341,000円	1 件につき 1,430,000円
(6) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以下の住宅に係るもの	1 件につき 634,000円	1 件につき 2,646,000円
(7) 床面積の合計が20,000平方メートルを超え、30,000平方メートル以下の住宅に係るもの	1 件につき 904,000円	1 件につき 3,781,000円
(8) 床面積の合計が30,000平方メートルを超える住宅に係るもの	1 件につき 1,078,000円	1 件につき 4,631,000円

(315の3) 長期優良住宅法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 略

イ 住宅の新築に係る長期優良住宅建築等計画に係るもの
(アに掲げるものを除く。) 変更後の長期優良住宅建築等

(315の3) 長期優良住宅法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 略

イ その他のもの 変更後の長期優良住宅建築等計画に応じ、前号の表に定める額 (長期優良住宅法第8条第2項におい

計画に応じ、前号アの表に定める額（長期優良住宅法第8条第2項において準用する長期優良住宅法第6条第2項の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申出があった場合は、その額に鳥取県建築基準法施行条例別表第3の1の項に定める金額を加算した額）

ウ 住宅の増築又は改築に係る長期優良住宅建築等計画に係るもの（アに掲げるものを除く。） 変更後の長期優良住宅建築等計画に応じ、前号イの表に定める額（長期優良住宅法第8条第2項において準用する長期優良住宅法第6条第2項の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申出があった場合は、その額に鳥取県建築基準法施行条例別表第3の1の項に定める金額を加算した額）

(315の4) 略

(315の5) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「低炭素化促進法」という。）第54条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額（同条第2項の規定により建

て準用する長期優良住宅法第6条第2項の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申出があった場合は、その額に鳥取県建築基準法施行条例別表第3の1の項に定める金額を加算した額)

(315の4) 略

(315の5) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「低炭素化促進法」という。）第54条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額（同条第2項の規定により建

築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申出があった場合は、その額に鳥取県建築基準法施行条例別表第3の1の項に定める金額を加算した額)

ア 次の(ア)から(ウ)までに掲げる部分を全て有する建築物全体に係る低炭素建築物新築等計画 次の(ア)から(ウ)までに定める額を合計した額

(ア) 住宅の用に供する部分（共同住宅の共用部分（住人が共同で使用する部分をいう。以下同じ。）を除く。）

次の表の左欄に掲げる住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額	
	低炭素化促進法第54条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書類として知事が定めるもの（以下この号において「 <u>適合証</u> 」という。）の添付がない場合	適合証の添付がある場合

築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申出があった場合は、その額に鳥取県建築基準法施行条例別表第3の1の項に定める金額を加算した額)

ア 次の(ア)から(ウ)までに掲げる部分を全て有する建築物全体に係るもの 次の(ア)から(ウ)までに定める額を合計した額

(ア) 住宅の用に供する部分（共同住宅の共用部分（住人が共同で使用する部分をいう。以下同じ。）を除く。）

次の表の左欄に掲げる住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額	
	<u>適合証</u> （低炭素化促進法第54条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書類であって、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項に規定する登録建築物調査機関又は登録住宅性能評価機関のうち知事が定めるものが <u>交付したものをいう。</u> 以	適合証の添付がある場合

略		

(イ)・(ウ) 略

イ 住宅の用に供する建築物（非住宅部分のあるもの及び共用部分のないものを除く。）全体に係る低炭素建築物新築等計画 アの(ア)及び(イ)に定める額を合計した額

ウ 住宅（共用部分を除く。）に係る低炭素建築物新築等計画 アの(ア)に定める額

エ 住宅以外の用に供する建築物全体に係る低炭素建築物新築等計画 アの(ウ)に定める額

(315の6) 略

(315の7) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）

第30条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額（同条第2項の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申出があった場合は、その額に鳥取県建築基準法施行条例別表第

	下同じ。）の添付がない場合	
略		

(イ)・(ウ) 略

イ 共用部分のある共同住宅全体に係るもの（アに掲げるものを除く。） アの(ア)及び(イ)に定める額を合計した額

ウ 共同住宅の共用部分以外の部分又は一戸建ての住宅に係るもの アの(ア)に定める額

エ 住宅以外の建築物全体に係るもの アの(ウ)に定める額

(315の6) 略

3の1の項に定める金額を加算した額)

ア 住宅の用に供する部分及び非住宅部分を有する建築物に係る建築物エネルギー消費性能向上計画 次の(ア)及び(イ)に定める額を合計した額

(ア) 次の表の左欄に掲げる住宅の用に供する部分の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額	
	建築物省エネ法第30条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書類として知事が定めるもの（以下この号において「適合証」という。）の添付がない場合	適合証の添付がある場合
1 一戸建ての住宅		
(1) 床面積の合計が200平方メートル未満	1件につき31,000円	1件につき4,000円
(2) 床面積の合計が200平方メートル以上	1件につき35,000円	1件につき4,000円
2 一戸建ての住宅以外		

の住宅（共用部分を含む。）		
(1) 床面積の合計が300平方メートル未満	1件につき63,000円	1件につき9,000円
(2) 床面積の合計が300平方メートル以上、2,000平方メートル未満	1件につき105,000円	1件につき18,000円
(3) 床面積の合計が2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満	1件につき180,000円	1件につき41,000円
(4) 床面積の合計が5,000平方メートル以上	1件につき257,000円	1件につき74,000円

(イ) 次の表の左欄に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額	
	適合証の添付がない場合	適合証の添付がある場合
1 300平方メートル未満	1件につき208,000	1件につき

	円（簡易な評価方法として知事が定める方法によって認定する場合（以下この号及び第315号の9において「簡易評価法の場合」という。）は、80,000円）	9,000円
2 300平方メートル以上、2,000平方メートル未満	1 件につき337,000円（簡易評価法の場合は、134,000円）	1 件につき25,000円
3 2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満	1 件につき481,000円（簡易評価法の場合は、216,000円）	1 件につき74,000円
4 5,000平方メートル以上、10,000平方メートル未満	1 件につき592,000円（簡易評価法の場合は、282,000円）	1 件につき116,000円
5 10,000平方メートル以上、25,000平方メートル未満	1 件につき700,000円（簡易評価法の場合は、339,000円）	1 件につき147,000円
6 25,000平方メートル以上	1 件につき799,000円（簡易評価法の場合は、398,000円）	1 件につき184,000円

イ 住宅の用に供する建築物（非住宅部分を有するものを

除く。）に係る建築物エネルギー消費性能向上計画 アの
(ア)に定める額

ウ 住宅以外の用に供する建築物に係る建築物エネルギー消
費性能向上計画 アの(イ)に定める額

(315の8) 建築物省エネ法第31条第1項の規定に基づく建築物
エネルギー消費性能向上計画の変更の認定 次のアからウま
でに定める額を合計した額 (同条第2項において準用する建
築物省エネ法第30条第2項の規定により建築基準法第6条第
1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査
を受けるよう申出があった場合は、その額に鳥取県建築基準
法施行条例別表第3の1の項に定める金額を加算した額)

ア 増加する住宅の用に供する部分の区分に応じ、前号アの
(ア)に定める額

イ 変更後の住宅の用に供する部分の区分に応じ、前号アの
(ア)に定める額に2分の1を乗じて得た額

ウ 変更後の非住宅部分(増加する部分を除く。)の床面積
に2分の1を乗じて得た面積に、増加し、又は減少する非
住宅部分の床面積を加えた面積に応じ、前号アの(イ)に定
める額

(315の9) 建築物省エネ法第36条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合していることの認定 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 住宅の用に供する部分及び非住宅部分を有する建築物に係るもの 次の(ア)及び(イ)に定める額を合計した額

(ア) 次の表の左欄に掲げる住宅の用に供する部分の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額	
	建築物エネルギー消費性能基準に適合することを証する書類として知事が定めるもの（以下この号において「適合証」という。）の添付がない場合	適合証の添付がある場合
1 一戸建ての住宅		
(1) 床面積の合計が200平方メートル未満	1件につき31,000円 (簡易評価法の場合は、16,000円)	1件につき4,000円
(2) 床面積の合計が	1件につき35,000円	1件につき

200平方メートル以上	(簡易評価法の場合は、17,000円)	4,000円
2 一戸建ての住宅以外の住宅(共用部分を含む。)		
(1) 床面積の合計が300平方メートル未満	1件につき63,000円(簡易評価法の場合は、30,000円)	1件につき9,000円
(2) 床面積の合計が300平方メートル以上、2,000平方メートル未満	1件につき105,000円(簡易評価法の場合は、52,000円)	1件につき18,000円
(3) 床面積の合計が2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満	1件につき180,000円(簡易評価法の場合は、94,000円)	1件につき41,000円
(4) 床面積の合計が5,000平方メートル以上	1件につき257,000円(簡易評価法の場合は、143,000円)	1件につき74,000円

(イ) 次の表の左欄に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
----	----

	適合証の添付がない 場合	適合証の添 付がある場 合
1 300平方メートル未満	1 件につき208,000 円（簡易評価法の場 合は、80,000円）	1 件につき 9,000円
2 300平方メートル以上、 2,000平方メートル未満	1 件につき337,000 円（簡易評価法の場 合は、134,000円）	1 件につき 25,000円
3 2,000平方メートル以 上、5,000平方メートル 未満	1 件につき481,000 円（簡易評価法の場 合は、216,000円）	1 件につき 74,000円
4 5,000平方メートル以 上、10,000平方メートル 未満	1 件につき592,000 円（簡易評価法の場 合は、282,000円）	1 件につき 116,000円
5 10,000平方メートル以 上、25,000平方メートル 未満	1 件につき700,000 円（簡易評価法の場 合は、339,000円）	1 件につき 147,000円
6 25,000平方メートル以 上	1 件につき799,000 円（簡易評価法の場 合は、398,000円）	1 件につき 184,000円

イ 住宅の用に供する建築物（非住宅部分を有するものを除く。）に係るもの アの(ア)に定める額

ウ 住宅以外の用に供する建築物に係るもの アの(イ)に定
める額

(316)～(328) 略

2 略

(316)～(328) 略

2 略

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。